令和6年度 私立学校研究助成事業のしおり



【お問合せ・提出先】

総務部研修課

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ11階

TEL 03 (5206) 7922

E-mail ps-training@shigaku-tokyo.or.jp

目 次

	ご案内 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 1 1
第1	研究助成事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2	事務手続き ······ <事務手続きの流れ> ····································	5 6
第3	提出書類	7 7 8 10 13
記入	(例<記入例>申請書 様式第1号 ····································	15 17 21 22 26
Q8	¢Α ·····	27
提出	は書類様式申請書様式第1号研究計画書様式第2号研究計画書チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31 33 37 39 40 44 46
要綱	● 要領等私立学校研究助成金交付要綱私立学校研究助成金交付審查会設置要領私立学校研究助成金交付審查会審查基準私立学校研究助成金交付審查会審查基準私立学校研究助成表彰要領	47 50 52 53

ご案内

1.「研究報告書」について

私立学校教職員をはじめ、より広く教育に係わる方々の参考に供することができるよう、東京都私学財団ホームページに研究報告書を全文掲載し、広く公開しています。 https://www.shigaku-tokyo.or.jp/sch_training/research_assist/index.html

2. 報告書類の提出期限について

研究者の負担軽減のため「実績報告書」「研究報告書」の提出期限を分けています。

① 実績報告書(領収書・印鑑証明書含)

令和7年1月10日(金)

② 研究報告書

令和7年1月17日(金)

3. 本助成事業は学校設置者に対して助成します。

本助成金の支払先は、研究者個人の口座ではなく、学校法人等の代表者の口座になります。ご注意ください。

提出書類の「様式集」

各様式は、当財団ホームページ 「様式集」 1 -15 私立学校研究助成事業 からダウンロードのうえご利用ください。今年度から様式を一部変更していますので、必ず新しい様式をダウンロードしてください。



お問合せ及び提出先

表紙の【お問合せ・提出先】へお問合せ・ご提出ください。

第1 研究助成事業の概要

1 事業目的(要綱第1条)

この事業は、都内に設置されている私立学校の専任教職員が行う教育研究に対して学校設置者に助成するものであり、私立学校教職員の資質向上及び教育研究活動の充実を図ることを目的として、公益財団法人東京都私学財団 私立学校研究助成金交付要綱(以下「要綱」という。)の定めにより公益財団法人東京都私学財団(以下「財団」という。)が東京都の補助を受けて実施しているものです。

2 助成対象校(要綱第2条)

都内に所在する私立幼稚園(幼保連携型認定こども園を含む)、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校

3 助成限度額(要綱第3条及び4条)

予算の範囲内において、研究に要する経費の80%以内(千円未満切捨)で、下記に掲げる額とします。

	定義	助成限度額
個人研究	1 研究課題につき、一人の研究者が行う研究	1 研究課題あたり 10万円以内
共同研究	1 研究課題につき、複数の研究者が行う研究 ※共同研究者は、同一学校設置者が設置する 私立学校の専任教職員とします。	1 研究課題あたり 20万円以内

ただし、会員校からの申請で、かつ共同研究のもののうち、優秀と認められる研究については、財団予算の範囲内において、助成限度額に加算(一研究課題あたり 10 万円以内) されることがあります。

なお、研究に要する経費のうち、助成対象外経費及び限度額を超える経費は、当該学校設置 者負担となりますので、ご注意ください。

4 助成対象研究

上記2対象校の専任教職員が行う研究で、研究課題として相応しいものであり、かつ、研究成果が学校教育の水準向上に資するものであり、以下5の審査基準を満たす個人研究又は共同研究とします。

5 審査

公益財団法人東京都私学財団私立学校研究助成金交付審査会設置要領(以下「要領」という。) に基づき、研究課題及び研究成果が所定の審査基準を満たすか否かは、経費も含めて財団の設 置する**私立学校研究助成金交付審査会(以下「審査会」という。)**において審査します。

要領第10条に基づき定められた審査基準は、以下のとおりです。

公益財団法人東京都私学財団 私立学校研究助成金交付審査会審査基準

- ① 研究内容が教育活動に反映できる具体性を有していること
- ② 他校の教育活動にも資するものであること
- ③ 経常的な教育活動の範囲にとどまっていないこと
- ④ 研究課題と研究報告の内容が合致していること
- ⑤ 研究報告の内容が一定のレベルに達していること
- ⑥ 研究報告の内容が調査報告にとどまらず、分析及び検証が伴っていること
- ⑦ 研究内容に応じた合理的な経費であること
- ⑧ 研究期間は、助成金交付の年度内に研究の始期と終期(研究成果のまとめの期間を含む。) があること
- ⑨ 1学校の研究課題数は、原則として3課題以内であること
- ⑩ 1学校における助成金の交付が連続する場合は、3回を限度とすること
- ⑪ 同一内容の研究について、同一年度内に他から補助を受けていないこと
- ② 見学及び調査旅行経費の割合が著しく高くないこと

6 公益財団法人東京都私学財団賞

審査会において特に優秀と認められた研究者については、これを表彰し、財団にて表彰式を 開催することがあります。

また、表彰を公表し、財団ホームページに「学校名」「研究者名(共同研究者含む)」「研究課題名」「表彰理由」を掲載します。

7 助成対象経費(要綱第4条)

当該研究に要する直接的経費で、学校法人会計における

(大科目)教育研究経費支出、設備関係支出

(小科目) 教育研究用機器備品

図書支出

消耗品費支出

旅費交通費支出

通信費支出

印刷製本費支出等

その他当財団が適当と認める経費



対象とならない経費はp8を参照してください。

8 助成条件(要綱第7条)

助成金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付けるものとします。

- ① 助成金は、他の目的に使用してはならないこと。
- ② 研究に要する経費のうち助成額を超える経費は当該学校設置者の負担とすること。
- ③ 助成対象事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならないこと。

なお、研究の終了は実績報告書提出期限までとする。

- ④ 助成金は、当該学校設置者の収入とし、学校法人会計基準等に従い会計処理を行い、経理を明確にした帳簿、助成対象事業に係る関係書類を整備し、会計年度終了後5年間保管すること。
- ⑤ 助成対象事業により取得した備品及び図書は、当該学校設置者の定める管理規程に基づき、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- ⑥ 財団理事長が財団職員に、④⑤に規定する書類又は物件を調査させた場合若しくは助成 対象事業について報告を命じさせた場合は、これに応じること。

9 助成の取消等(要綱第8条、第12条3項)

次に該当する場合は、交付の決定の全部または一部を取消します。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- ② 学校を廃止又は授業を長期間停止したとき。
- ③ 法令の規定又は当該学校設置者の寄附行為に違反した場合で、その違反が重大であると認められるとき。
- ④ この交付決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。
- ⑤ 審査会において、研究成果等が審査基準等を満たしていないと判断したとき。



審査会は、学校設置者に対して、研究報告書及び実績報告書等の内容に疑義又は不備があると認めた場合には、必要に応じてその加筆・修正又はその他書類の追加提出を求めることがあります。

この場合は、審査会の指定する期日までに当該報告書を再提出していただきます。この加筆・修正等に応じない場合には、当該交付決定を取り消す場合があります。

10 著作権等

- ① ご提出いただいた研究報告書の著作権は助成対象者に帰属し、財団は編集出版権、複製権及び公衆送信権を持つものとします。
- ② 助成金を交付した研究は、財団ホームページに「研究報告書(学校名・研究者名を含む)」 を掲載します。
- ③ お寄せいただく個人情報は、当事業にかかる事務処理、並びに上記6及び10②による財団ホームページへの掲載においてのみ使用することとし、この範囲外では使用しません。

第2 事務手続き

1 申請書の提出 → p.7参照

助成金の申請者[当該研究者が所属する私立学校の設置者及び学校長]は、学校ごとに申請書類を作成し提出してください。

申請書提出期限 令和6年5月31日(金)必着

2 交付決定通知

申請された研究について審査のうえ、7月下旬に助成の可否及び助成限度額を申請者へ通知します。

3 実績報告書・研究報告書の提出 → p.7参照

助成対象研究について、学校ごとに報告書類を作成し提出してください。なお、報告期限以前に研究は終了してください。

実績報告書提出期限	令和7年1月10日(金)必着
研究報告書提出期限	令和7年1月17日(金)必着

4 助成金額確定通知

提出された報告書類を審査のうえ、令和7年3月上旬に助成金額を確定し、申請者へ通知します。

5 請求書の提出 → p.7参照

助成金額確定通知を受けたら、請求書を作成し提出してください。提出期限は、通知時に指定します。

なお、記載不備がある場合、交付予定日に交付できないことがあります。

6 助成金の交付

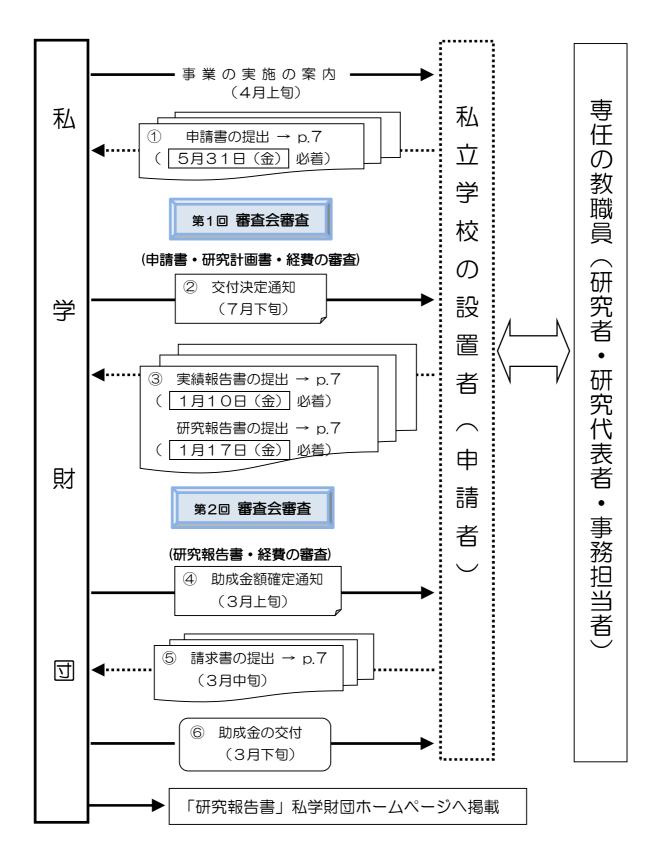
提出された請求書に基づき、助成金を交付します。

なお、助成金に係わる会計処理は、「学校法人会計Q&A(2016年版)」(公益財団法人東京都私学財団発行)のp.29を参照してください。

【仕訳例】助成金 10 万円の支給を受けた場合の仕訳

(借方)預金 100,000 / (貸方)都私学財団補助金収入 100,000

令和6年度 事務手続きの流れ



※ 「②交付決定通知」から「③実績報告書の提出」までの間に、研究計画を変更する必要が 生じた場合は、速やかに当財団までご連絡ください。

第3 提出書類

各様式は、財団ホームページからダウンロードのうえご利用ください(p.1 参照)。 なお、提出書類に不備、不足がある場合、後日追加で書類をご提出いただきます。

提出書類一覧表

	提出書類	留意点	記入例	様式	提出期限
	①(様式第1号) 学校研究助成金申請書 ※添付書類「推薦書」含む	8q	p15~16	p31~32	
申請書 の提出	②(様式第2号) 研究計画書	p8~9	p17~20	p33~36	5月31日 (金)
	③研究計画書 (様式第2号) チェックリスト			p37~38	
	① (様式第3号) 学校研究助成事業に係る 報告書類の提出について	p10	p21	p39	
	②(様式第4号) 実績報告書	p10~11	p22~25	p40~43	
	③領収書(写し)	p11~12			1月10日
実績報告書	④支出経費一覧表	p12	p12		(金)
の提出	⑤印鑑証明書 実績報告書類提出前3ヶ月 以内に発行されたもの				
	⑥実績報告書 (様式第2号) チェックリスト			p44~45	
	⑦研究報告書 USB等の記憶媒体又は メールに添付 (表紙のメールアドレス)	p13~14			1月17日 (金)
請求書 の提出	(様式第5号) 請求書		p26	p46	3月中旬

申請書類の留意点

p.3「**5 審査 審査基準」**を踏まえ、申請書類を作成する際には、以下の点にご留意ください。

申請書(様式第1号) → p.15 参照

- 助成金の連続交付は、1学校につき3回まで
- 研究課題は、1学校につき3課題まで
- 国・地方公共団体・他の民間団体等から同一年度内に補助を受けていないこと
- 代表者印は、実績報告時(1/10締切)に提出する「印鑑証明書」と同一の印を押印
- 推薦書は、研究課題ごとに作成

研究計画書(様式第2号) → p.17 参照

経費の内訳 → p.18 参照

以下の基準を満たすか**「審査会」**において審査しますので、「研究との関連性及び研究に必要な 理由」欄に具体的に記入してください。

- 研究を完成させるために必要不可欠であり、当該研究と密接不可分の関係にあるか
- 社会通念に照らして合理的な範囲内のものか
- 研究内容の大半が調査又は視察であり、経費のうち図書の購入・旅費交通費が大部分を占めていないか

注意

以下の経費は助成対象として認められません。

- 申請時に申請していない費用区分「機器備品支出」の購入経費
- 銀行への振込手数料
- 財団との事務手続きに要する郵送料・USB等の管理経費
- 研究者自身が研究以外でも日常的に使用する消耗品
- 海外の渡航及び旅費に係る経費
- 実績報告時(1/10締切)に経費の支出を証明する領収書(写)等の添付がない経費
- 領収書等に、支出内容や支出目的が不明であるなど記載に不備のある経費
- 購入先の業者が付与しているポイント等による支出額

研究計画概要 → p.19 参照

以下の基準を満たすか「審査会」において審査しますので、具体的に記入してください。

(2) 研究内容

- 教育活動に反映できる具体的なものか
- 研究成果を教育活動に取り入れるように計画しているか
- 通常の教育活動の範囲にとどまらない発展的な内容か
- 経常の学校(園)教育及び学校(園)事務の改善・向上等に貢献できるものか
- 海外での研究は助成対象外 研究の一部に海外での調査等が含まれるものは構いませんが、海外の渡航及び旅費に係る 経費は対象外となります

<記入の際は、以下の点に留意してください>

- どのように研究を進めていくのか、経費との整合性を合わせて記入しているか
- 何をどのように分析・検証するのか記入しているか
- 生徒と研究を行う場合、「通常の教育活動の範囲」を超える(通常の授業ではない)」旨がわかるような記載となっているか
- 研修・学会等に参加する場合、当該研究にどのような必要性があって参加するのか、具体的に記入されているか
- 地方に視察・調査に行く場合、視察先をどのような理由で決めたのか、具体的に記入されているか
- アンケート(インタビュー)を実施する研究の場合、対象者及び調査数を記入しているか

(4)研究期間

● 研究は、実績報告書提出期限(1/10)までに終了するようにしてください。

(5)研究成果の発表予定

● 研究成果は東京都内の私立学校の教育活動にも資することを要するので、可能な限り研究報告書の外部への配布や研究発表会の公開を計画に盛り込んでください。

実績報告書の留意点

p.3「**5 審査 審査基準」**を踏まえ、実績報告書を作成する際には、以下の点にご留意ください。

報告書類の提出について(様式第3号) → p.21 参照

● 代表者印は、「印鑑証明書」と同一の印を押印

実績報告書(様式第4号) → p.22 参照

以下の基準を満たすか「審査会」において審査しますので、具体的に記入してください。

- 教育活動に反映できる具体的なものか
- 通常の教育活動の範囲にとどまらない発展的な内容か
- 申請書に記載された研究課題と実績報告書に記載された研究報告の内容が合致しているか
- 研究報告書の内容は、この助成金の交付を受けるに足る一定のレベルに達しているか
- 研究報告書は、単なる実施結果報告にとどまらず、研究成果に対する分析及び検証を伴っているか

経費実績 → p.24 参照

以下の基準を満たすか**「審査会」**において審査しますので、「研究との関連性及び研究に必要な理由」欄に具体的に記入してください。

- 研究を完成させるために必要不可欠であり、当該研究と密接不可分の関係にあるか
- 社会通念に照らして合理的な範囲内のものか

注意

以下の経費は助成対象として認められません。

- 申請時に申請していない費用区分「機器備品支出」の購入経費
- 銀行への振込手数料
- 財団との事務手続きに要する郵送料・USB等の管理経費
- 研究者自身が研究以外でも日常的に使用する消耗品
- 海外の渡航及び旅費に係る経費
- 実績報告時(1/10 締切)に経費の支出を証明する領収書(写)等の添付が ない経費
- 領収書等に、支出内容や支出目的が不明であるなど記載に不備のある経費
- 購入先の業者が付与しているポイント等による支出額

領収書(写) ※対応する「支出経費-覧表」を作成してください→ p.12 参照

- 費目別・支出日順に分類し、納品書があるものについては、納品書も提出すること。
- あて名は、「学校法人○○ ◇◇高等学校」「設置者○○ △△幼稚園」とすること。
- 但し書きは、購入物品名・図書名を明記すること。未記載や「お品代」は認めない。
- 旅費交通費の領収書には、経路・利用機関・片道料金を明記すること。 領収書がもらえない場合は、学校内における出張命令簿(写)、旅費精算書(写)等、旅費 交通費を支出した事実がわかる書類を提出すること。
- インターネット振込等で領収書が発行されない場合は、支払金額・支払いを証する書類(振 込結果書類等)を提出すること。

<ネット通販のご利用>

申請者は「学校設置者」のため、学校が購入した領収書が対象経費となります。 しかし、近年はネット通販の方が利便性が高いこともあり、学校がIDを持っていない場合等は、例外的に研究者自身のIDで購入した領収書も認めています。 以下の点をご確認の上、ご提出ください。

- 購入者名義が「学校名」、「研究者名」、「共同研究者名」であるか。
- 納品場所は学校となっているか。
- 納品書は「納品済み」となっているか。
- 領収書は「支払い済み」になっているか。「クレジットカード払い」の記載でも構いません。
- 購入先の業者が付与しているポイント等による支出額は助成対象と認めません。
- 送料は当該経費(書籍購入の場合は「図書支出」)に含めてください。

印鑑証明書 → p.7 参照

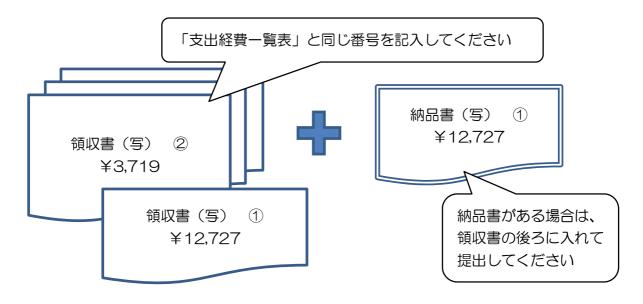
学校設置者の印鑑証明書を提出してください。ただし、実績報告書類提出前3か月以内に発行された原本に限ります。

支出経費一覧表の作成例

● 番号(領収書と揃える)、支出日、費目区分、品名(書籍名)、金額を記載した一覧表を任意 の形式で作成してください。

番号	支出日	費用区分	品名	金額(円)
(1)	7月1日	(関争士山)	00000図書	7,240
	17510	図書支出		5,487
			小計	12,727
2	7月1日	·消耗品費支出	インク	3,169
3	7月2日	· 内林吅貝义山	コピー用紙	550
			小計	3,719
4	12月3日	· 旅费六洛弗去山	学会参加交通費•宿泊費	43,000
5	12月3日		旅費交通費支出 取材費	
小 計		53,370		
6	1月5日	通信費支出	報告書発送郵送代 @140×15 枚	7,000
ル 計		7,000		
7	12月8日	印刷製本費支出	報告書印刷代 @200×150 冊	30,000
			小計	30,000
8	12月3日	その他	学会参加費	5,000
			小計	5,000
	tは「支出した 、してください	日(領収書の日付)」 。	合計	111,816

- 領収書及び納品書は、「支出経費一覧表」に準じて下記のようにまとめてください。
- 領収書(写)は上記の番号をそれぞれ記入し、番号順に並べて提出してください。



研究報告書の留意点

研究報告書 → p.14 参照

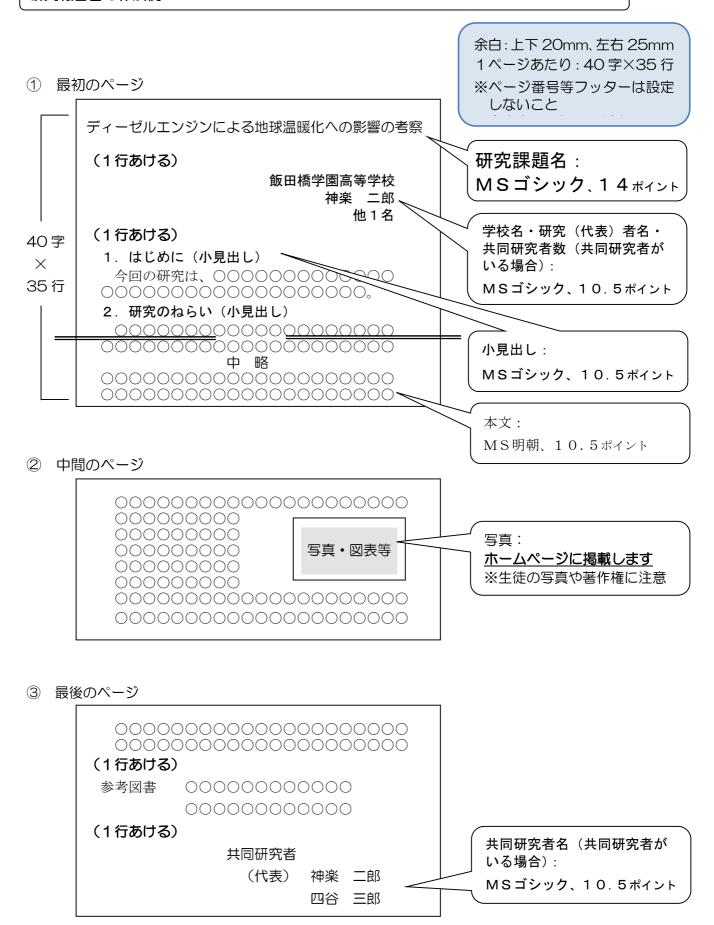
報告書は、USBメモリー等の記憶媒体または表紙のメールアドレスへ添付にて提出してください。

研究報告書提出期限

- ※実績報告書(様式第3号・4号、領収書等)より後に期限を設定しています。 実績報告書は令和7年1月10日までになりますのでご注意ください。
- 提出されたものを 財団ホームページへ掲載します。
- 下記事項を遵守し、誤字・番号ミス等にご注意願います。

	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			
ファイル形式・用紙サイズ	Word A4 横語	善 さ		
余白	上下 20mm 左右 25mm			
ヘッダー・フッター	設定しないこと			
1ページあたり文字数	40字×35行=	=1,400字		
		研究課題名	小見出し	本文
書体・文字の大きさ	字体	MSゴシック	MSゴシック	MS明朝
	文字サイズ	14.0 ポイント	10.5 ポイント	10.5 ポイント
報告書 文頭	 「研究課題名」 「学校名」 「研究(代表)者名」 を記載する。 ※研究課題名及び研究(代表)者等は申請時と同一であること。 ※「研究課題名」と「学校名」の間、及び「他〇名」と本文の書き出しの間は1行あける。 ※「学校名、研究(代表)者名、他〇名」の間はあけない。 			
報告書 研究者名	共同研究の場合 文頭 「研究代表者名」、その下に「他〇名」 文末 「共同研究者」として全員の名前を記載する。			
写真	財団ホームページに掲載しますので、生徒の写真や著作権に注意 すること。			

研究報告書の作成例



実印捨印

p.8 参照

令和6年5月00日

公益財団法人東京都私学財団令和 6 年度私立学校研究助成金申請書

<記入例>

公益財団法人東京都私学財団理事長 殿

年度を記入してください

	学校(園)設置者 所 在 地	〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ 11 階		
申	学 校 法 人 名 (設置者名)	学校法人 東京私学学園 印鑑登録されている印		
 ±	役 職 代表者名	理事長 日本 太郎 実印		
請	学校(園)所在地	〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ 11 階		
者	学校(園)名	飯田橋学園高等学校		
	役 職 学校(園)長名	学校長 日本 花子 学校長印		
事	フリが ナ 氏 名	トウキョウ イチロウ 東京 一郎		
務担	所 属	送付等を行います 飯田橋学園高等学校 事務室		
当者	電話	03(5206)7922 FAX 03 (5206) 7927		
伯	E-mail アドレス	Tokyo lchirou@shigaku-tokyo.or.jp		

貴財団の私立学校研究助成を下記のとおり申請します。

研究に係る経費の80%以内で 記入してください

要す 経 費 研 種 別 究 \mathcal{O} 推薦 究 研 代 表 名 助成申請額 設置者 順位 合 計 研 名 課 題 負担額 (千円未満切捨) 共同 円 円 個人 円 新宿 一郎 1 88,000 22,000 110,000 明治初期における九段地区の庶民生活の研究 個人 共同 神楽 二郎 1名 2 200,000 50,000 250,000 ディーゼルエンジンによる地球温暖化への影響の 考察 個人 共同 他 名 3 合 計 288,000 72,000 360,000

記

申請する研究課題ごとに作成する

推薦

書

上記の研究を、下記の「推薦理由」のとおり私立学校研究助成金の交付を受けるにふさわしいものと評価するとともに、下記の「推薦にあたっての留意事項」を踏まえた研究と認めますので、助成金の交付申請にあたって推薦します。

記

【推薦理由】

000000000000000000000000000000000000000	000C
000000000000000000000000000000000000000	000C
000000000000000000000000000000000000000	C
000000000000000000000000000000000000000	000C
000000000000000000000000000000000000000	
000000000000000000000000000000000000000	000C
000000000000000000000000000000000000000	000C
000000000000000000000000000000000000000	000C
000000000000000000000000000000000000000	

【推薦にあたっての留意事項】

チェック	項目
Ø	(1) 研究内容は通常の教育活動に反映できる具体的なものであり、実際にその研究成果を教育活動に取り入れる予定か。
Ø	(2) 研究報告書の外部への配布や研究発表会の公開を予定しているか。
Ø	(3) 研究内容は通常の教育活動の範囲にとどまらない発展的な内容のものか。
\square	(4) 研究に係る経費は、過大でなく、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであり、研究成果を得るために必要なものであるか。
\square	(5) 同一の研究者・研究グループあるいは同一の研究内容につき、4回連続申請していないか。
\square	(6) 助成金を申請した研究について、国・地方公共団体・他の民間団体等から同一年度内に 補助を受けていないか。
\square	(7) 研究内容の大半が調査又は視察であり、図書の購入・旅費交通費が経費の大部分を占めていないか。
\square	(8) 研究は報告書類の提出期限までに終了するか。
\square	(9) 海外での研究が含まれていないか。

令和6年5月00日

学校(園)名 飯田橋学園高等学校

学校(園)長名 校長 日本 花子

申請する研究課題ごとに作成する
(様式第2号)

令和2年度から様式の 一部を変更しています。

令和6年5月00日

研 究 計 画 書

1 研究(代表)者・研究課題等

研究(代表)者名	新宿 一郎 他 名
研究課題名	明治初期における九段地区の庶民生活の研究
研究の種別	個 人 . 共 同
上記研究課題の 他機関への申請 の状況	□文部科学省 □申請して いない □中請して いる □そ の 他 ()

2 共同研究者一覧(個人研究にあっては、番号1代表者欄に記入すること)

番号	氏	名	所属学校(園)名	職名	勤続 年数	担当教科等
1	新宿	一郎 (代表者)	飯田橋学園高等学校	教諭	25 年	社会科
2		(142/17)				
3						
4						
5						
6						
7						
8						

p.8 参照

3 経費の内訳 (単位:円)

費目区分	研究に要する経費	支 出 内 訳	研究との関連性及び研究に必要な理由
教育研究用機器備品支出			
図 書 出	10,000	書籍代、専門図書 @2,500×4 冊	明治初期の九段地区の地 割の変容に伴う生活の変 化を調査するため
消耗品費支出	5, 000	インク、コピー用紙、 文具(ファイル、ホチキ ス針)	学校での授業で使用する 資料及び学会配布資料を 作成するため
旅費交通費 出	43,000	学会参加交通費 @13,000×往復×1名 宿泊費 @7,000×2泊×1名 取材費 3,000円	●●学会(大阪府)にて 当該研究の発表を行うための交通費・宿泊費 九段地区の文献調査、現 地調査費用
通 信 費 支 出	7, 000	報告書配布用切手代 @140× <u>50 枚</u>	研究報告書を都内私立高 等学校及び関連団体等に 配布するため
印刷製本費 支 出	40,000	報告書印刷代 @250× <u>160</u> 冊	研究報告書の小冊子を作 成し、私立高等学校へ配 布するため
その他	5, 000	学会参加費 Ø5,000×1 名	●●学会(大阪府)にて 当該研究の発表を行うた め
	4(5)成果の発表 配布先数と整合 わせること		 語該研究との関連性を 具体的に記入すること
計	110,000		

- (注) 1 費目については、学校法人会計基準(昭和46年4月1日文部省令第18号) によること
 - によること 2 「研究に要する経費」とは、助成対象経費及びそれ以外の当該研究に係る すべての経費のことをいう。

4 研究計画概要

(1) 課題選定の理由 (注)なるべく箇条書

以下の基準を満たすか「審査会」において審査しますので、 具体的に記入すること

- 教育活動に反映できる具体的なものか
- 研究成果を教育活動に取り入れるように計画しているか
- 通常の教育活動の範囲にとどまらない発展的な内容か
- 経常の学校(園)教育及び学校(園)事務の改善・向上等 に貢献できるものか

(2) 研究内容 (注)なるべく箇条書

【研究の目的】

- ●●●●を明らかにし、●●●●に活用する。
- ▶●●の検証することで●●を確立し、●●●●の向上を目指す。
- ●●●●の分析を基に●●●●することで●●●の実現を図る。

【研究方法】-----どのように研究を進めていくのか、 000000000 325

- ② ●●●●について、文献調査する。
- ③ ●●●●について、●●の15団体にアンケート調査する。
- ④ ●●学会で開催される●●の講演で●●●●に関する情報を収集する。
- ⑤ ●●の取り組みを行っている●●県●●学校を視察し、●●を調査する。

₹○○○○○○○○○○○○を分析し、○○○○○○○○○○○○ 6 00000 00000 00000000000000

【学会・研修に参加する場合】 参加するのか、具体的に記入すること

【地方に視察・調査に行く場合】

⑧! 視察先をどのような理由で決めたのか、 ₫具体的に記入すること

○○○○○ 調査報告にとどまらず、 〇〇〇〇〇 分析及び検証を伴って

0000000検証する。

000C

(3) 実施計画 (注)時系列で記入のこと

令和6年 4月 基礎調查·文献収集

令和6年 7月 実地調査・ヒアリング

令和6年 9月 原稿執筆

令和6年11月 〇〇学会にて研究発表

令和6年12月 小冊子作成・印刷

令和7年 1月 小冊子配布

(4) 研究期間 (注)研究成果のまとめまでの期間

研究の開始は、助成対象年度の4月1日以降であり、研究の終了は、 実績報告書提出期限までとなるので、注意すること

開始 令和6年4月00日

終了(見込)令和7年1月10日

(5) 本財団への研究報告以外の成果の発表予定

名 称: 明治初期における九段地区の庶民生活の研究

印刷物の

配布による場合

配 布 時 期: 令和7年1月

配布先(主な

関係先)・数: **都内私立高等学校** <u>50部</u> __

· 経費の印刷部数や発送 ・ 件数と整合性を合わせ

て記入すること

名 称: OOO学会 研究成果発表会

講演等の発表に

よる場合

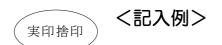
発 表 時 期: 令和6年11月

発表場所: **大阪市〇〇 〇〇〇〇高等学校**

参加者(主な

関係者)・数: 全国の私立高等学校教職員 <u>約110名</u>

(様式第3号)



令和7年1月〇〇日

公益財団法人東京都私学財団令和 6 年度学校研究助成事業 に係る報告書類の提出について

公益財団法人東京都私学財団理事長 殿

	1	,
学校法	学校(園)設置者所在地	〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ11階
人(設	学 校 法 人 名 (設置者名)	学校法人 東京私学学園
(設置者)	役職代表者名	理事長 日本 太郎 実印
学	学校(園)所在地	〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ11階
校 (園)	学 校(園)名	飯田橋学園高等学校
图)	役 職 学校(園)長名	学校長 日本 花子 学校長印
事	フリガ ナ 氏 名	トウキョウ イチロウ 東京 一郎
		飯田橋学園高等学校 事務室
当者	電 話	03(5206) 7922 FAX 03 (5206) 7927
E-mail アトンス Tokyo Ichirou@shigaku-tokyo.or.jp		Tokyo lchirou@shigaku-tokyo.or.jp

標記の件について、下記のとおり提出します。

記

1 研究者及び研究課題

番号	研究 代表 者名 研究 課題 名		研究の種別	研究に要した経費
1	新宿 一郎 他 明治初期における九段地区の庶民生活の研究	名	個人)共同	111,816円
2	神楽二郎他ディーゼルエンジンによる地球温暖化への影響の考察	1 名	個人(共同)	251,520円
3	他	名	個人・共同	円

- 2 添付書類
 - (1) 実績報告書(様式第4号)
 - (2) 研究報告書
 - (3) 経費支出証拠書類(支出経費一覧表、領収書(写)等)
 - (4) 印鑑証明書

p.10 参照

(様式第4号)

令和7年1月00日

実績報告書

1 研究者及び研究課題

学校(園)名	飯田橋学園高等学校	
研究(代表)者名	新宿 一郎 他 名	
研 究 課 題 名	明治初期における九段地区の庶民生活の研究	
研究の種別	個人・共同	

- (注) 研究者名・研究課題名等については、申請時と同じであること
- 2 研究成果に対する学校(園)長からの評価

下記の理由のとおり、上記の研究を私立学校研究助成金の交付を受けるにふさわしいものと評価します。

記

【評価理由】

(1) 研究内容は通常の教育活動にも反映できる具体性を有しているか

	\cup
000000000000000000000000000000000000000	
00000000000000000000000	
000000000000000000000000000000000000000	
000000000000000000000000000000000000000	\bigcirc
000000000000000000000000000000000000000	
000000000000000000000000000000000000000	

(2) 他校の教育活動にも資するものであるか

0000000	0000000	000000	000000	00000	0000
0000000	00000000	000000	000000	00000	
0000000	0000000	000000	000000	00000	0000
0000000	0000000	000000	000000	000000	0000
0000000	0000000	000000	000000	000000	0000
0000000	0000000	000000	000000	000000	0000
000000					

(3) 研究内容は経常的な教育活動の範囲にとどまらない発展的な内容のものか
00000000000000000000000000000000000000
(4) 研究課題と研究報告の内容が合致しているか
00000000000000000000000000000000000000
000000000000000000000000000000000000000
(5)研究報告の内容が一定のレベルに達しているか
00000000000000000000000000000000000000
000000000000000000000000000000000000000
(6) 研究報告の内容が調査報告にとどまらず、分析及び検証が伴っているか
00000000000000000000000000000000000000
令和6年1月〇〇日

学校(園)名 **飯田橋学園高等学校**

学校(園)長名 校長 日本 花子

p.10~11 参照

3 経費実績

(単位:円)

要目区分 研究に要した経費 支出内訳 研究との関連性及び研究に必要な理由 数育研究用機器備品支出 図 書 出 12.727 書籍代2冊(書籍名は 朝治初期の九段地区の地 割及び郷土史に係る資料	3 胜負夫限			(半位: 円)
機器備品支出 図 書 出 12,727 書籍代2冊(書籍名は 明治初期の九段地区の地 割及び郷土史に係る資料 で使用する 資料及び学会配布資料の作成等 で	費目区分	研究に要した経費	支 出 内 訳	研究との関連性及び 研究に必要な理由
支 出				
3,719		12, 727		
 旅費交通費		3, 719	•	資料及び学会配布資料の
取材費 10,370円 地調査費用 通 信 費		53, 370	@15,000×往復×1名 宿泊費	当該研究の発表を行うた
世 支 日				
支 出 30,000 @20Ó×150冊		7, 000		等学校及び関連団体等へ
その他 5,000×1名 当該研究の発表を行うため		30,000	l	研究報告書の小冊子作成
先数と整合性を合わせ 具体的に記入すること ること	その他	5, 000/		当該研究の発表を行うた
合 計 111,816		先数と整合性を合		•
合 計 111,816				
	合 計	111, 816		

- (注) 1 経費実績には、助成対象経費であるかないかに関わらず、当該研究に要した 経費の全てについて記入すること。
 - 経費の全てについて記入すること。 2 費目区分については、学校法人会計基準(昭和46年4月1日文部省令第 18号)によること(原則として資金収支計算書の記載科目の小科目)
 - 3 支出内訳は、購入品目、単価等支出の内容が明確にわかるように記入すること

4 研究成果報告

ア 研 究 成	戈 果
イ 研究成果の	D発表方法等
印刷物の 配 布 に よる場合	名 称: 明治初期における九段地区の庶民生活の研究 配 布 時 期: 令和7年1月 配布先(主な 関係先)・数: 都内私立高等学校 <u>5</u> 0部
講演等の 発 表 に よる場合	名 称: OOO学会 研究成果発表 経費の印刷部数や発送 件数と整合性を合わせ で記入すること 発表場所: 大阪市OO OOOO高等学校 参加者(主な 関係者)・数: 全国の私立高等学校教職員 98名

(様式第5号)



私立学校研究助成金 交付請求書兼振込口座指定通知書

令和7年1月〇〇日

公益財団法人東京都私学財団 理事長 殿

	T	ED銀	監証明書に	登録されている印
学校(園)設置者 所 在 地	〒162- 東京都第	-0823 f宿区神楽河岸1-1 セントラルプラ	+ディィ 陛	
学校法人名(設置者名)		人東京私学学園		
役職代表者名	理事長	日本 太郎		実印
	所属	飯田橋学園高等学校 事務室	電話	03(5206)7922
事務担当者	氏名	東京 一郎	FAX	03(5206)7927
	E-mail	Tokyo lchirou@sitokyo.or	qį.	
事務担当者あてに内容確認等を行うことがあります				

令和 6 年度私立学校研究助成金について、下記のとおり支払の請求をします。

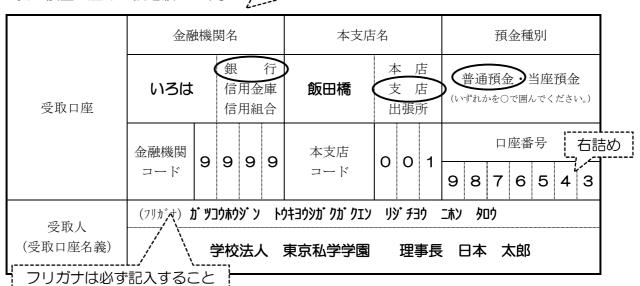
記



2 受領方法

研究者個人の口座ではなく、学校法人等の代表者の口座

次の預金口座あて振込願います。



Q & A

事業及び申請書類について

No.	項目	質問	回答
1	見積り	見積書の添付は必要ですか。	必要ありません。社会通念に照らして合理的な金 額かを確認のうえ、予算計上してください。
2	不確定な 経費の記載	視察先の許可が取れておらず、視察 できるかわからないのですが、経費を申 請しても良いですか。	申請時の経費をもとに助成限度額が決定されますので、予定している費用は全て計上してください。
3	研究発表	研究成果の発表を、次年度の学会で行う予定です。 今年度は発表の予定はないのですが、問題ありますか。	問題ありません。 発表する機会を設けているか審査しますので、 次年度の発表に関しましても 様式第2号 研究計画書 様式第4号 実績報告書 の「研究成果の発表」に記載してください。
4	海外研究	生徒が海外に行く学校行事があり、 その際、海外で調査研究等を行いた いのですが、問題ありますか。	海外での研究のみの場合は助成対象外となります。 研究の一部に海外での調査等が含まれるものは 構いませんが、その際の海外への渡航及び旅費 に係る経費は対象外となります。
5	取材	(イベント型研究) イベント開催時、公共機関や新聞等 のマスコミの取材が入るのですが、問 題ありますか。	問題ありません。

助成対象経費について

経費も財団の設置する 審査会において審査します。

様式第2号 3経費の内訳の「研究との関連性」の欄、もしくは4研究計画概要の【研究方法】の欄に、研究との関連性を具体的に記載してください。

No.	項目	質問	回答
6	経常の教育活動と重なる品物	研究を進めるにあたって、幼稚園で 絵本を購入したい。 対象となりますか?	審査会において、対象経費となるか審査することになります。 様式第2号3経費の内訳の「研究との関連性」の欄、もしくは4研究計画概要の【研究方法】の欄に、研究にどのような必要性があって購入するのか、研究との関連性を具体的に記載してください。
7	経常の備品 と重なる品物 [パソコン]	園にはパソコン台数が少ないため、 研究データの蓄積や分析、研究論 文を作成するためパソコンを購入し たい。対象となりますか?	審査会において、対象経費となるか審査することになります。 様式第2号 3経費の内訳の「研究との関連性」の欄に、当該研究を進めるにあたっての必要性を詳しく記載してください。
8	学会研修	学会参加費(研修費)を計上したい。対象となりますか。	審査会において、対象経費となるか審査することになります。 様式第2号3経費の内訳の「研究との関連性」の欄、もしくは4研究計画概要の【研究方法】の欄に、研究にどのような必要性があって参加するのか、研究との関連性を具体的に記載してください。
9	学会懇親会	学会時に開催される懇親会費は対象となりますか。	対象経費と認められた学会の懇親会は対象となる可能性があります。
10	地方視察	地方に視察に行きたい。交通費や 宿泊費は対象となりますか。	審査会において、対象経費となるか審査することになります。 様式第2号3経費の内訳の「研究との関連性」の欄、もしくは4研究計画概要の【研究方法】の欄に、研究にどのような必要性があって視察(調査)するのか、また視察先をどのような理由で決めたのか具体的に記載してください。

No.	項目	質問	回答	
11	経費の範囲 [学会]	研究代表者が学会に参加する予定ですが、都合がつかず別の者が参加する可能性がある。交通費や学会参加費を計上しても良いですか。	共同研究者の方であれば対象となります。	
12	研究協力者への謝礼	インタビュー協力者に謝礼を現金で 払いたい。対象となりますか。	審査会において、対象経費となるか審査すること になりますが、調査相手の協力を得るため、謝礼 が必要不可欠な場合があることは、審査会も認 識しています。	
13	講師謝金	研究にあたって講師を招いて勉強 会を開催したい。講師謝礼は対象 となりますか。	審査会において、対象経費となるか審査することになります。 様式第2号3経費の内訳の「研究との関連性」の欄、もしくは4研究計画概要の【研究方法】の欄に、研究にどのような必要性があって講師を依頼するのか具体的に記載してください。	
14	交通費	近接地の交通費なので領収書がありません。	学校における、出張命令簿(写)・旅費精算書 (写)等の書類を提出することができるかご確認 ください。	
15	ネット通販	本屋で書籍を購入する場合、取り 寄せに時間がかかる。ネット通販を 利用しても良いですか。 また、通販元は個人でないと会員 登録できないので、研究者の会員 I Dで購入しても良いですか。	問題ありません。 個人 I Dで購入する場合、購入者を確認します ので、研究代表者または共同研究者の方が購入 し、納品場所を学校にしてください。 また、領収書に納品情報の記載がある場合、「納 品済み」「発送済み」になっているかご確認くださ い。	
16	ポイント	支払いの際、ポイントを利用して購入しても良いですか。	購入先の業者が付与しているポイント等による支 出は認められません。 支出の一部に利用してしまった場合は、ポイントを 差し引いた額が対象となります。	

計画変更について

No.	項目	質問	回答	
17	印刷製本を業者に委託せず学校で 印刷することにしました。助成限度 額まで余裕がありますので、研究計 画時に申請していなかった経費を追 加しても良いですか。		「機器備品以外」なら構いません。 追加した経費は、第2回審査会において、対象 経費となるか改めて審査することになります。 ただし、助成額は交付決定時の助成限度額が 上限となります。	
18	経費の追加 (機器備品)	研究計画時に計上していなかった機器備品を追加しても良いですか。 ※学校の会計処理としての「機器備品」科目かを確認してください。	学校の会計処理で「機器備品」の科目となる場合は「事業のしおり p 8下段の注意事項 1 項目目」にありますように、申請時に申請していない品物の追加は認められません。	
19	経費の追加	研究計画時に視察費を申請してい なかったのが、実績報告書に計上しても良いですか。	構いません。 第2回審査会において、対象経費となるか改め て審査することになります。 様式第4号 3経費実績の「研究との関連性」 の欄に、当該研究にどのような必要性があって視 察したのか詳しく記載してください。 ただし、助成額は交付決定時の助成限度額が 上限となります。	
20	共同研究者	申請時に共同研究者名を記載し ていない者を研究報告書に記載し たいのですが、問題ありますか。	研究途中で共同研究者の方が増えても問題ありません。 実績報告時に研究者人数を増員して報告してく ださい。	

実績報告書類について

No.	項目	質問	回答	
21	請求書領収書	請求書や領収書に助成対象経費 以外の経費が含まれている場合、 提出書類とすることは可能ですか。	可能です。 ただし、助成対象経費とそれ以外の経費を明確 に区分できるよう、内訳が分かる記載や添付書類 を提出してください。	
22	領収書 (図書名記 載なし)	店舗で購入したため、レシートの領収書には、図書名が表示されません。(「ビジネス書」となっている)。	レシートの領収書ではなく、手書きの領収書が発行できるか、店舗にご確認ください。	

実印捨印

公益財団法人東京都私学財団令和 年度私立学校研究助成金申請書

公益財団法人東京都私学財団理事長 殿

	学校(園)設置者 所 在 地	〒
申	学 校 法 人 名 (設置者名)	
= ±	役 職 代表者名	実印
請	学校(園)所在地	〒
者	学校(園)名	
	役職学校(園)長名	学校長印
	フリカ゛ナ	
事	氏 名	
務担	所 属	
当者	電 話	FAX
TH	E-mail アト・レス	

貴財団の私立学校研究助成を下記のとおり申請します。

記

推薦順位	研 研 研	究 究 (究	の 代 表 課	種) a 題	別 新名 名		研 究 助成申請額 (千円未満切捨)	に 要 す る 設置者 負担額	経 費 合 計
1		個。	人 •	共同	他	1 名	円	円	円
2		個。	人 •	共同	他	1 名			
3		個。	人 •	共同	他	1 名			
	合			計					

推薦書

	1 m /m =							
と評価	の研究を、下記の「推薦理由」のとおり私立学校研究助成金の交付を受けるにふさわしいもの するとともに、下記の「推薦にあたっての留意事項」を踏まえた研究と認めますので、助成金 申請にあたって推薦します。							
	記							
【推薦	【推薦理由】							
【****	にあたっての留意事項】							
【作局	にめたりての笛息事項】							
チェック	項目							
	(1) 研究内容は通常の教育活動に反映できる具体的なものであり、実際にその研究成果を教育活動に取り入れる予定か。							
	(2) 研究報告書の外部への配布や研究発表会の公開を予定しているか。							
	(3) 研究内容は通常の教育活動の範囲にとどまらない発展的な内容のものか。							
	(4) 研究に係る経費は、過大でなく、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであり、研究成果を得るために必要なものであるか。							
	(5) 同一の研究者・研究グループあるいは同一の研究内容につき、4回連続申請していないか。							
	(6) 助成金を申請した研究について、国・地方公共団体・他の民間団体等から同一年度内に 補助を受けていないか。							
	(7)研究内容の大半が調査又は視察であり、図書の購入・旅費交通費が経費の大部分を占めていないか。							
	(8) 研究が報告書類の提出期限までに完了するか。							
	(9) 海外での研究が含まれていないか。							
	令和 年 月 日							

学校(園)名

学校(園)長名

研 究 計 画 書

1 研究(代表)者・研究課題等

研究(代表)者名				他	名	
研究課題名						
研究の種別	個	人	•	共	同	
上記研究課題の 他機関への申請 の状況	□申請して いない	□申請している	□文部科 □私 学 団 □そ の]体()

2 共同研究者一覧(個人研究にあっては、番号1代表者欄に記入すること)

番号	氏 名	所属学校(園)名	職 名 勤続 担当教科等
1			
	(代表者)		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

3 経費の内訳 (単位:円)

正然。门神	1		(
費目区分	研究に要する経費	支 出 内 訳	研究との関連性及び研究に必要な理由
教 育 研 究 用 機器備品支出			
図 書			
消耗品費支出			
旅費交通費 支 出			
通 信 費			
印刷製本費支 出			
その他			
計			

- (注) 1 費目については、学校法人会計基準(昭和 46 年 4 月 1 日文部省令第 18 号)によること 2 「研究に要する経費」とは、助成対象経費及びそれ以外の当該研究に係るすべての経費のことをいう。

4	研多	2.計画概要					
	(1)	課題選定の)理由	(注)なるべく	箇条書		
	(2)	研究内容	(注)な	るべく箇条書			
	【研	究の目的】					
	_						
	【研	究 方 法】					
	i e						

(3) 実施記	十画 (注)時系列で記入のこと	
(4) 研究期	間 (注)研究成果のまとめまでの期間 研究の開始は、助成対象年度の4月1日以降であり、研究の終了は、 実績報告書提出期限までとなるので、注意すること	
開始 令和	年 月 日 終了(見込)令和 年 月 日	
(5) 本財団	団への研究報告以外の成果の発表予定 T	
	名 称:	
印刷物の 配 布 に よる場合	配布時期:	
	配布先(主な 関係先)・数:	
	名 称:	
講演等の	発表時期:	
発表による場合	発表場所:	
	参加者(主な 関係先)·数:	

研究計画書チェックリスト

申請書類を提出する際、同封してください。

学校名:

研究(代表者)名:
研 究 課 題 名 :

3 経費の内訳 (留意点:しおり8ページ 記入例:しおり 18ページ)
社会通念に照らして合理的な範囲内のものですか
社会通念に照らして合理的な金額ですか
「支出内訳」は、単価×数量としていますか
「研究との関連性及び研究に必要な理由」は、具体的に記入していますか
パソコン、iPad、デジカメ、プロジェクター 等を購入しますか
「研究との関連性及び研究に必要な理由」に、現存の学校備品を使用せず、当該研究のために
¦ 別規購入する理由を具体的に記入していますか
経常の教育活動と重なる品物を購入しますか 例)幼稚園の絵本等
· 「研究との関連性及び研究に必要な理由」または「4研究計画概要(2)研究内容【研究方法】」に、
当該研究で使用する理由を具体的に記入していますか
学会・研修に参加しますか
「研究との関連性及び研究に必要な理由」または「4研究計画概要(2)研究内容【研究方法】」に、
当該研究にどのような必要性があって参加するのか具体的に記入していますか
学会(研修)名、開催地を記入していますか
交通費・宿泊費は社会通念に照らして合理的な金額ですか
地方へ視察・調査に行きますか
「研究との関連性及び研究に必要な理由」または「4研究計画概要(2)研究内容【研究方法】」に、
視察先をどのような理由で決めたのか、具体的に記入していますか
視察(調査)先、視察(調査)場所を記入していますか
¦ 」。「交通費・宿泊費は社会通念に照らして合理的な金額ですか
海外の渡航費、旅費を含んでいませんか
アンケート調査・インタビューを実施する研究ですか
¦ 「研究との関連性及び研究に必要な理由」または「4研究計画概要(2)研究内容【研究方法】」に、
謝金単価は社会通念に照らして合理的な金額ですか。謝金件数は調査数と整合性がありますか
通信費(発送件数)は調査数と整合性がありますか
研究報告書の印刷経費を計上していますか
単価は社会通念に照らして合理的な金額ですか
: ・ : ・ : ・ : ・ : ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
↑ 7年3月 ましたらチェック「ノ」を入ったてきた、『玄坐したい「百円け」「」を記っしてノださい

4 研究計画概要 (留意点:しおり9ページ 記入例:しおり 19~20ページ)
[[(2)研究内容【研究目的】]
学校教育、学校事務の改善・向上に貢献できることを記入していますか
「(2)研究内容【研究方法】」
、 どのように研究を進めていくのか、経費との整合性を合わせて記入していますか
何をどのように分析・検証するのか記入していますか
生徒と研究を行う場合、「通常の教育活動の範囲」を超える(通常の授業ではない)」旨が
わかるような記載となっていますか
学会・研修に参加する場合、当該研究にどのような必要性があって参加するのか
具体的に記入していますか
」 地方に視察・調査に行く場合、視察先をどのような理由で決めたのか、具体的に記入していますか
アンケート(インタビュー)を実施する研究の場合、対象者及び調査数を記入していますか
¦「(3)実施計画」
「(2)研究内容【研究方法】」と整合性を合わせて、時系列で記入していますか
「(4)研究期間」
「(5)成果の発表予定」
記入していますか ※次年度の発表予定でも構いませんので必ず記入してください
¦ (注)助成対象経費は実績報告書類提出日に領収書が添付できるもののみとなります
・ 配布先・件数は記入していますか
例)○○学科を持つ30校、○○地区の幼稚園25園
「3経費の内訳」の内容、数字と整合性がありますか
例)配布先 120団体 → 経費の[発送件数]が120件、[印刷部数]が120冊
- 関 ・ 関 ・ 関 ・ 関 ・
「3経費の内訳」の内容、数字と整合性がありますか 例)配布先 120団体 → 経費の[発送件数]が120件、[印刷部数]が120冊

[↑] 確認しましたらチェック「✔」を入れてください。該当しない項目は「-」を記入してください。



公益財団法人東京都私学財団令和 に係る報告書類の提出について

年度私立学校研究助成金

公益財団法人東京都私学財団理事長 殿

	学校(園)設置者所在地	〒
申	学 校 法 人 名 (設置者名)	
- ±:	役職代表者名	実印
請	学校(園)所在地	〒
者	学 校 (園)名	
	役 職 学校(園)長名	学校長印
	フリカ゛ナ	
事	氏 名	
爭 務 担	所 属	
当者	電 話	FAX
Ή	E-mail アト・レス	

標記の件について、下記のとおり提出します。

記

1 研究者及び研究課題

番号	研	研 究	究	(代 課	表) 題	者 名	名			研究の種別	研究に要した経費
1								他	名	個人・共同	円
2								他	名	個人・共同	円
3								他	名	個人・共同	円

2 添付書類

- (1) 実績報告書(様式第4号)
- (2) 研究報告書
- (3) 経費支出証拠書類(支出経費一覧表、領収書(写し)等)
- (4) 印鑑証明書

実績報告書

	1	研究者及	び研究課	題
--	---	------	------	---

学 校 (園)名						
研究(代表)者名					他	名
研 究 課 題 名						
研 究 の 種 別	個	人	•	共	同	

- (注) 研究者名・研究課題名等については、申請時と同じであること
- 2 研究成果に対する学校(園)長からの評価

下記の理由のとおり、上記の研究を私立学校研究助成金の交付を受けるにふさわしいものと評価します。

記

【評価理由】

(1) 研究内容は通常の教育活動にも反映できる具体性を有しているか

(2) 他校の教育活動にも資するものであるか

(3)	研究内容は経常的な教育活動の範囲にとどまらない発展的な内容のものか
(4)	研究課題と研究報告の内容が合致しているか
(5)	研究報告の内容が一定のレベルに達しているか
(6)	研究報告の内容が調査報告にとどまらず、分析及び検証が伴っているか
	令和 年 月 日
	学校(園)名
	学校(園)長名

3 経費実績 (単位:円)

- 在兵入祸			(
費目区分	研究に要した経費	支 出 内 訳	研究との関連性及び 研究に必要な理由
教育研究用機器備品支出			
図 書 支 出			
消耗品費支出			
旅費交通費 支 出			
通 信 費 支 出			
印刷製本費			
合 計			

- (注) 1 経費実績には、助成対象経費であるかないかに関わらず、当該研究に要した 経費の全てについて記入すること。
 - 2 費目区分については、学校法人会計基準(昭和46年4月1日文部省令第 18号)によること(原則として資金収支計算書の記載科目の小科目)
 - 3 支出内訳は、購入品目、単価等支出の内容が明確にわかるように記入すること

4 研究成果報告

ア	研	究	成	果
	印配よる	物の 同 に)	巻表方法等 名 称: 配 布 時 期: 配布先(主な 関係先)・数:
	講選える	長に		名 称: 発表時期: 発表場所: 参加者(主な 関係先)・数:

実績報告書チェックリスト

実績報告書類を提出する際、同封してください。

学 校 名 :
研究(代表者)名:
研 究 課 題 名 :
※略称で構いません
実績報告書(様式第4号) (留意点:しおり10~12ページ 記入例:しおり 22~25ページ)
3 経費実績 (留意点:しおり10~12ページ 記入例:しおり 24~25ページ)
¦社会通念に照らして合理的な範囲内のものですか
社会通念に照らして合理的な金額ですか
「支出内訳」は、単価×数量としていますか
¦申請時の研究計画書(様式第2号)にて申請した経費に変更はありますか
追加申請がある場合、「教育研究用機器備品支出」ではないですか(対象外となります)
追加申請がある場合、「研究との関連性及び研究に必要な理由」は具体的に記入していますか
¦ ¦ (注意) 第2回審査会において、対象経費となるか改めて審査することになります。 ¦ ¦ ただし、助成額は交付決定時の助成限度額が上限となります。
- アンケート調査・インタビューを実施した研究ですか
「研究との関連性及び研究に必要な理由」または「4研究成果報告」に、調査数を記入していますか
¦謝金単価は社会通念に照らして合理的な金額ですか。謝金件数は調査数と整合性がありますか
通信費(発送件数)は調査数と整合性がありますか
 研究報告書の印刷経費を計上しましたか
単価は社会通念に照らして合理的な金額ですか
部数は「4研究成果報告 イ発表方法[印刷物の配布による場合]と整合性がありますか
4 研究成果報告 イ研究成果の発表方法等 (記入例:しおり25ページ)
記入していますか ※次年度の発表予定でも構いませんので必ず記入してください
(注) 助成対象経費は今年度発表のもので実績報告書類提出日に領収書が添付できるもののみ
¦配布先・件数は記入していますか
- 例)○○学科を持つ30校、○○地区の幼稚園25園
「3経費実績」の内容、数字と整合性がありますか
¦ 例)配布先 120団体 → 経費の[発送件数]が120件、[印刷部数]が120冊
- 例)発表場所 ○○県で開催される学会 → 経費の[旅費交通費]が○○県への旅費・宿泊費

支出経費一覧表 (作成例: しおり 12ページ)

「添付されていますか ※簡易な場合、「様式第4号経費実績」のコピーで代用可

↑ 確認しましたらチェック「✔」を入れてください。該当しない項目は「-」を記入してください。

支払い証明書 (留意点:しおり11~12ページ)

【書類名】は支払ったことがわかる書類ですか

【宛先】は「法人名」or「学校名」or「研究者名」or「共同研究者名」ですか

【但書】は購入物品名、図書名、消耗品の詳細 等が記入されていますか

【但書】研究者自身が研究以外でも日常的に使用する消耗品を購入していませんか

【日付】は年度内で実施計画時と相互性がある日付ですか

【支払】購入先の業者が付与しているポイント等を利用して支払っていませんか(対象外)

【支払】銀行への振込手数料を含めていませんか(対象外)

【交通費】の領収書がない場合は、学校が証明した書類ですか

【通販を利用】納品情報が記入されている場合があるので、「納品書」項目も確認

納品書 ※発行された場合のみ添付

支払い証明書と相違ありませんか

【日付】は年度内で実施計画時と相互性がある日付ですか

「納品場所は学校になっていますか
「ネット通販を利用した場合、「支払い済み」「発送済み」となっていますか

↑ 確認しましたらチェック「✔」を入れてください。該当しない項目は「-」を記入してください。



(様式第5号)

私立学校研究助成金 交付請求書兼振込口座指定通知書

令和 年 月 日

公益財団法人東京都私学財団 理事長 殿

学校(園)設置者 所 在 地			
学校法人名 (設置者名)			
役職代表者名			実印
事務担当者	所属	電話	
	氏名	FAX	
	E-mail		

令和 年度私立学校研究助成金について、下記のとおり支払の請求をします。

記

1 請求金額

金額 F

2 受領方法

次の預金口座あて振込願います。

	金融機	関名	本支店名		預金種別			
受取口座		銀 行 信用金庫 信用組合		本 店 支 店 出張所	普通預金・当座預金 (いずれかを○で囲んでください。)			
	金融機関コード		本支店コード		口座番号			
受取人	(フリカ゛ナ)							
(受取口座名義)								

公益財団法人東京都私学財団 私立学校研究助成金交付要綱

[平成23年4月1日制定]

[平成25年4月1日一部改正]

[平成25年12月1日一部改正]

[平成28年4月1日一部改正]

[令和2年4月1日一部改正]

[令和3年4月1日一部改正]

[令和6年4月1日一部改正]

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都私学財団(以下「財団」という。)定款第4条1項に掲げる事業のうち、東京都の区域内に設置することを認可された私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校並びに社会福祉法人以外の者が設置する幼保連携型認定こども園(以下「私立学校」という。)の専任教職員が行う教育研究に対する私立学校教職員の資質の向上及び教育研究活動の充実を図ることを目的とする私立学校研究助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象)

第2条 この要綱による助成金の交付対象は、東京都内の私立学校とする。

(助成限度額)

- 第3条 1 研究課題あたりの助成金の交付限度額は、財団予算の範囲内において、研究に要する経費の8割以内(その額に1,000円未満の端数のあるときは、その端数金額を切り捨てる。)で、次に掲げる額とする。
 - (1) 個人研究(1研究課題につき、1人の研究者の行う研究をいう。) については、1研究 課題あたり10万円以内
 - (2) 共同研究(1研究課題につき、2人以上の研究者の行う研究をいう。)については、1 研究課題あたり20万円以内

ただし、共同研究における研究者は、同一学校設置者の設置する学校に勤務する専任教職員とする。

2 前項の規定にかかわらず、財団会員校からの申請で、かつ共同研究のもののうち、優秀と認められる研究については、財団予算の範囲内において、助成限度額に一定の加算(一研究課題あたり10万円以内)を加えることができる。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、研究に要する備品・図書・消耗品等の購入費、旅費 交通費、通信費、印刷製本費、その他、財団理事長(以下「理事長」という。)が適当と認め る経費とする。

(申請者及び申請書の提出)

第5条 この助成金交付の申請者は当該研究者(共同研究の場合は当該研究の代表者。以下同じ。)の所属する学校設置者とし、別に定める日までに研究課題及び研究に要する経費等を記載した申請書及び推薦書(別記様式第1号)、並びに研究計画概要及び経費内訳等を記載した研究計画書(別記様式第2号)を理事長に提出するものとする。

(交付決定及び通知)

- 第6条 理事長は、前条の申請があったときは、財団の設置する私立学校研究助成金交付審査会(以下「審査会」という。)において申請書、研究計画書の内容及び経費を審査のうえ、 交付の全部又は一部の可否を決定するとともに、その結果を申請者に通知するものとする。 (交付の条件)
- 第7条 理事長は、助成金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付けるものとする。
 - (1) 助成金は、他の目的に使用してはならないこと
 - (2) 研究に要する経費のうち助成額を超える経費は当該学校設置者の負担とすること
 - (3) 助成対象事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならないこと
 - (4) 助成金は、当該学校設置者の収入とし、学校法人会計基準等に従い会計処理を行い、 経理を明確にした帳簿、助成対象事業に係る関係書類を整備し、会計年度終了後5年間 保管すること
 - (5) 助成対象事業により取得した備品及び図書は、当該学校設置者の定める管理規程に基づき、善良な管理者の注意をもって管理すること
 - (6) 理事長が財団職員に、同条第4号及び第5号に規定する書類又は物件を調査させた場合若しくは助成対象事業について報告を命じさせた場合は、これに応じること (交付決定の取消し)
- 第8条 理事長は、助成の決定を受けた学校設置者が次の各号のいずれかに該当した場合は、 助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
 - (2) 学校を廃止又は授業を長期間停止したとき
 - (3) 法令の規定又は当該学校設置者の寄附行為に違反した場合で、その違反が重大であると認められるとき
 - (4) この交付決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき

(研究報告書の提出)

第9条 研究者は、助成事業に係る研究成果を研究報告書として、別に定める様式により学校 設置者に報告しなければならない。

(報告書類等の提出)

第10条 学校設置者は、助成対象事業が完了したときは、別記様式第3号により、前条の研究報告書とともに、研究に要した経費の実績報告書(別記様式第4号)及び経費支出証拠書類を、別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

(報告書類等の審査)

第11条 審査会は、前条の報告書類等の内容を審査し、助成金交付の適否を理事長に報告するものとする。

(助成金額の確定及び交付)

- 第12条 理事長は、前条による審査会の報告に基づき助成金額を確定し、当該学校設置者へ 通知する。
- 2 理事長は、前項の通知後、別記様式第5号による当該学校設置者からの助成金交付請求に 基づいて助成金を交付するものとする。
- 3 理事長は、審査会から助成金の交付が不適当との前条の報告を受けたときは、交付の決定 を取消したうえで、その旨を当該学校設置者へ通知するものとする。

(助成金の返還)

- 第13条 理事長が、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該 取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、学校設置者は、理事長が 指定する期日までに、当該取消し額を返還しなければならない。 (表彰)
- 第14条 理事長は、審査会から推薦された研究者を表彰することができる。
- 2 理事長は、被表彰者の決定に当たっては運営理事会の同意を得るものとする。 (その他)
- 第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定 める公益法人設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

(財団法人東京都私学財団私立学校研究助成金交付要綱の廃止)

2 公益財団法人東京都私学財団に移行した特例財団法人東京都私学財団及び同法人に移行した財団法人東京都私学財団が施行した財団法人東京都私学財団私立学校研究助成金交付要綱 (平成元年5月22日制定) は廃止する。

附則

- 1 この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。

公益財団法人東京都私学財団 私立学校研究助成金交付審査会設置要領

[平成24年4月1日制定] [平成25年4月1日一部改正] [平成25年12月1日一部改正]

(目 的)

第1条 この要領は、公益財団法人東京都私学財団私立学校研究助成金交付要綱(以下「要綱」という。)第15条の規定に基づき、助成金の交付に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(審査会の設置)

第2条 公益財団法人東京都私学財団(以下「財団」という。)が行う私立学校研究助成金の 交付に関し審査を行うため、要綱第6条に規定する私立学校研究助成金交付審査会(以下 「審査会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 審査会は、次に掲げる事項を審査し、その結果について理事長に報告するものとする。

なお、審査会は、次に掲げる審査において、専門性の高い研究については、外部専門家の 意見を聴取することができるものとする。

- (1) 研究課題及び研究に要する経費等を記載した申請書、並びに研究計画概要及び経費内訳等を記載した研究計画書の内容の適否
- (2) 研究報告書及び研究に要した経費の実績報告書等の内容の適否
- (3) 表彰その他理事長が必要と認める事項

(構成)

- 第4条 審査会は、次に掲げる委員により構成する。
- (1) 各学種私学団体から推薦された者、各1名
- (2) 財団専務理事

(任期)

- 第5条 委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員については、その任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの間は、前任者が その職務を行うものとする。

(委員長の職務及び代理)

- 第6条 審査会に委員長を置く。委員長は審査会の会務を統轄する。
- 2 委員長は専務理事を充てる。
- 3 委員長に事故あるときは、第4条に定める委員の中からあらかじめ理事長が指名する委員 が、その職務を代理する。

(招集)

第7条 審査会は、必要の都度、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(定足数)

第8条 審査会は、委員現在数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(表 決)

第9条 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委 任)

第10条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は専務理事が別に定める。

公益財団法人東京都私学財団 私立学校研究助成金交付審査会審査基準

[平成25年4月1日専務理事決定]

第1 通 則

この審査基準は、公益財団法人東京都私学財団私立学校研究助成金交付審査会設置要領(以下「要領」という。)第10条の規定に基づき、助成金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 申請書・研究計画書及び報告書類等の審査基準

要領第3条第1号における申請書・研究計画書及び同条第2号における報告書類等の審査に当たっては、次に掲げる基準を考慮するものとする。

- (1) 研究内容が教育活動に反映できる具体性を有していること
- (2) 他校の教育活動にも資するものであること
- (3) 経常的な教育活動の範囲にとどまっていないこと
- (4) 研究課題と研究報告の内容が合致していること
- (5) 研究報告の内容が一定のレベルに達していること
- (6) 研究報告の内容が調査報告にとどまらず、分析及び検証が伴っていること
- (7) 研究内容に応じた合理的な経費であること
- (8) 研究期間は、助成金交付の年度内に研究の始期と終期(研究成果のまとめの期間を含む。)があること
- (9) 1学校の研究課題数は、原則として3課題以内であること
- (10) 1学校における助成金の交付が連続する場合は、3回を限度とすること
- (11) 同一内容の研究について、同一年度内に他から補助を受けていないこと
- (12) 見学及び調査旅行経費の割合が著しく高くないこと

第3 加筆・修正

審査会は、助成金交付対象となった学校設置者に対して、必要に応じ要領第3条第2号に規定する報告書類等の加筆・修正を求めることができるものとする。この場合、学校設置者は、審査会の指定する期日までに報告書類等を審査会に再提出しなければならない。

公益財団法人東京都私学財団 私立学校研究助成表彰要領

[平成25年12月1日制定]

(目 的)

第1条 この要領は、公益財団法人東京都私学財団私立学校研究助成金交付要綱(以下「要綱」という。)第14条の規定に基づき、助成金の交付に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の方法等)

- 第2条 表彰は、その名称を公益財団法人東京都私学財団賞とし、表彰状及び記念品の贈呈を もって行う。
- 2 記念品は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - (1) 個人研究(要綱第3条第1号に規定する個人研究をいう。) 30,000 円以下の記念品
 - (2) 共同研究(要綱第3条第2号に規定する共同研究をいう。) 30,000円以下の記念品

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、表彰について必要な事項は専務理事が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

令和6年度 私立学校研究助成事業のしおり 令和6年4月発行

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階 (公財)東京都私学財団 総務部研修課 TEL 03(5206)7922 E-mail ps-training@shigaku-tokyo.or.jp URL https://www.shigaku-tokyo.or.jp